

府食第 388 号
令和 3 年 6 月 29 日

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋

(公印省略)

食品健康影響評価の結果の通知について

食品安全委員会では、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、関係大臣から依頼を受けて食品健康影響評価を行うほか、自らの判断で食品健康影響評価を行うこととしています。

食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価は、第 234 回食品安全委員会（平成 20 年 4 月 17 日開催）にて、自らの判断で行うことを決定し、評価を進めてきたところです。

今般、評価結果について別添のとおり取りまとめましたので、法第 23 条第 2 項の規定に基づき通知します。

なお、貴省におかれましては、本評価書を踏まえ、今後も、鉛ばく露低減のための取組及び鉛ばく露の実態の把握に資する調査研究等を実施していただきますようお願いいたします。また、我が国における低濃度鉛ばく露の状況及びその健康影響に関する知見等、より精緻な評価を行うために必要な知見の蓄積に資する調査研究等の実施について検討していただきますようお願いいたします。